

保 健
便 り

ヘルスイノベーション

HealthInformation

お知らせ

「不育症治療費助成事業が始まります」

市では、不育症治療について平成26年度から新たに助成金を交付します。

■不育症とは

妊娠はしても妊娠22週未満の流産・死産・早期新生児死亡（生後1週間以内の死亡）などを繰り返すことにより、子どもを持ってないことをいい、一般的に2回以上連続した場合、不育症と診断され、検査を行うことがあります。

厚生労働省研究班の報告では、子宮形態異常7.8%、血液凝固異常25.0%、内分泌異常6.8%、夫婦染色体異常4.6%、偶発的流産リスク因子不明65.3%となっています（重複あり）。治療を必要としなかった方も含め、不育症外来を受診した方の、約80%以上が最終的には出産に至るといわれています。

○不育症治療費助成助成上限額

1年度30万円

■対象者 下野市に1年以上住民票がある法律上の婚姻をした夫婦で次のすべてに該当する方

- ・市税を滞納していない方
- ・医療保険に加入している方
- ・他の自治体から不育症の治療の助成を受けていない方

■対象治療 医師により行われる、医療保険が適用されない不育症にかかる検査及び治療費（平成26年4月以降の治療分から対象になります。）

■問い合わせ先 健康増進課 ☎(52)1116

○不育症に関する悩み事相談

パルティとちぎ男女共同参画センター ☎028(665)8099

■相談日程(助産師相談)

火曜・土曜日、午前10時～午後4時（午後0時30分～午後1時30分を除く）

このほか、産婦人科医師による面接相談（要予約）、グループ相談会があります。

「不妊治療費助成額等の改正について」

市の不妊治療費助成事業について、平成26年度から次のとおり改正となりました。

■助成対象額の改正

県の特定不妊治療助成事業にならない、特定不妊治療及び人工授精の対象治療費から県の助成額を控除した額の2分の1を対象とします。

■助成回数の改正

特定不妊治療については、女性の年齢等により助成回数が変わります。

これは、年齢が上昇することとで妊産婦死亡率や流産率、周産期死亡率などが上昇することから母子に与える影響を配慮したものです。

■助成上限額

- ・人工授精（AIH）1年度5万円
- ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）1回あたり10万円

（凍結胚移植及び採卵したが卵が得られないまたは状態の良い卵が得られないため中止の場合は5万円）

■問い合わせ先

健康増進課 ☎(52)1116

「心の健康づくり自殺対策事業「大場久美子」講演会を開催しました」



3月8日、グリムの館にて「心と体そして命を考える パニック障害を克服して：地獄ときどき晴れ、自分の心と向き合ってきた10年間」と題して、大場久美子氏にご自身の体験と心理カウンセラーの立場から、パニック障害や心のメカニズム・認知行動療法等について講演をいただきました。DVDやロールプレイを交えながら優しく語りかける口調の講演に、多くの来場者が熱心に耳を傾けていました。

■問い合わせ先

健康増進課 ☎(52)1116